

地方公務員法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の内容

一 定年前再任用短時間勤務職員の任用

- 1 任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者（条例で定める年齢に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員等が退職する場合を除く。）をした者をいう。以下同じ。）を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとする。ただし、条例年齢以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第二十八条の六第一項に規定する定年退職日をいう。以下同じ。）を経過した者であるときは、この限りでないものとする。
- 2 1の条例で定める年齢は、国の職員につき定められている国家公務員法第六十条の二第一項に規定する年齢を基準として定めるものとする。

3 1により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとすること。

4 任命権者は、条例年齢以上退職者のうちその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない職員以外の職員を当該短時間勤務の職に昇任し、降任し、又は転任することができないものとする。

5 任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員を、常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができないものとする。

6 1による採用については、条件付採用の規定は、適用しないものとする。

7 地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者は、1の本文によるほか、当該地方公共団体の組合の条例年齢以上退職者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとする。

8 地方公共団体の組合の任命権者は、1の本文によるほか、当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の条例年齢以上退職者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の地方公共団体の組合の規則（競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の組合においては、公平委員会規則）で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとする。

9 7及び8の場合においては、1のただし書及び3から6までを準用するものとする。

10 定年前再任用短時間勤務職員（1により採用された職員に限る。以下同じ。）が、条例年齢以上退職者となつた日までの引き続き職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は1によりかつて採用されて定年前再任用短時間勤務職員として在職していた期間中にこの法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合等においても、懲戒処分を行うことができるものとする。

（第二十二条の四、第二十二条の五及び第二十九条関係）

二 管理監督職勤務上限年齢による降任等

1 任命権者は、管理監督職（地方自治法第二百四条第二項に規定する管理職手当を支給される職員の

職及びこれに準ずる職であつて条例で定める職をいう。以下同じ。）を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下同じ。）（五の1から4までにより延長された期間を含む。以下1において同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職（以下これらの職を「他の職」という。）への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をすることを。ただし、異動期間に、地方公務員法の他の規定により当該職員について他の職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は六により当該職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでないものとする。

2 1の管理監督職勤務上限年齢は、条例で定めるものとする。

3 管理監督職及び管理監督職勤務上限年齢を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないものとする。

4 1による他の職への降任又は転任（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たって任命権

者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職への降任等に関し必要な事項は、条例で定めるものとする。

5 他の職への降任等については、処分事由説明書の交付を要しないものとする。

(第二十八条の二及び第四十九条関係)

三 管理監督職への任用の制限

任命権者は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の職への降任等をされた職員にあつては、当該他の職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができないものとする。

(第二十八条の三関係)

四 管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の適用除外

二及び三は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員には適用しないものとする。

(第二十八条の四関係)

五 管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例

1 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次の事由があると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に第二十八条の六第一項に規定する定年退職日（以下「定年退職日」という。）がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。3において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができるものとする。

イ 当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

ロ 当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

2 任命権者は、1又は2により異動期間（これらにより延長された期間を含む。）が延長された管理

監督職を占める職員について、1の事由が引き続きあると認めるときは、条例で定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。4において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができるものとする。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができないものとする。

3 任命権者は、1により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める管理監督職をいう。以下同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由があると認めるときは、条例で定めるところにより、

当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができるものとする。

4 任命権者は、1若しくは2により異動期間（これらにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について3の事由があると認めるとき（2により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は3若しくは4により異動期間（1から4までにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について3の事由が引き続きあると認めるときは、条例で定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができるものとする。

5 1から4までに定めるもののほか、これらによる異動期間（これらにより延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任に関し必要な事項は、条例で定めるものとする。

六 定年による退職の特例

五の1から4までにより異動期間（これらにより延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、定年により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由等として条例で定める事由があると認めるときであつて、かつ、五の1又は2により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限り、定年退職日の翌日以後も引き続き勤務させることができるものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができないものとする。

（第二十八条の七関係）

七 定年退職者等の再任用

定年退職者等の再任用に関する規定を削除するものとする。

（改正前の第二十八条の四から第二十八条の六まで関係）

八 定年の特例

1 令和四年四月一日から令和十二年三月三十一日までの間における第二十八条の六第二項の条例で定

める定年に関しては、国の職員につき定められている当該期間における定年に関する特例を基準として、条例で特例を定めるものとする。

(附則第二十一項関係)

2 第二十八条の六第三項の規定に基づき地方公共団体における当該職員の定年について条例で別の定めをしている場合には、令和四年四月一日から令和十二年三月三十一日までの間における当該定年に関し、条例で特例を定めることができるものとする。この場合においては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないものとする。

(附則第二十二項関係)

九 任用及び給与に関する情報の提供並びに勤務の意思の確認

1 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員その他1による情報の提供及び意思の確認を行わない職員として条例で定める職員を除く。以下九において同じ。）が条例で定める年齢に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者その他の当該前年度において1による情報の提供及び意思の確認を行うことができない職員として条例で定める職員にあつては、条例で定める期間）において、当該職員に対し、

条例で定めるところにより、当該職員が当該条例で定める年齢に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

2 1の情報の提供及び意思の確認を行わない職員として条例で定める職員は、国家公務員法附則第九条に規定する情報の提供及び意思の確認を行わない職員を基準として定めるものとする。

3 1の条例で定める年齢は、国の職員につき定められている国家公務員法附則第九条に規定する年齢を基準として定めるものとする。
(附則第二十三項から第二十五項まで関係)

第二 附則

一 施行期日

この法律は、令和四年四月一日から施行するものとする。ただし、二は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 実施のための準備等

1 この法律による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）の規定による職員（地

方公務員法第三条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）の任用、分限その他の人事行政に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、任命権者（同法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下1及び3並びに3において同じ。）は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に關し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

（附則第二条第一項関係）

2 総務大臣は、新地方公務員法の規定による職員の任用、分限その他の人事行政に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めるとその他の方法により1の準備及び措置の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備及び措置について技術的な助言又は勧告をするものとする。

（附則第二条第二項関係）

3 任命権者は、施行日の前日までの間に、施行日から令和五年三月三十一日までの間に条例で定める年齢に達する職員（当該職員が占める職に係るこの法律による改正前の地方公務員法（以下「旧地方公務員法」という。）第二十八条の二第二項の規定に基づく定年が当該条例で定める年齢である職員

に限る。) に対し、第一の九の例により、当該職員が当該条例で定める年齢に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。 (附則第二条第三項関係)

三 経過措置

- 1 任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体における施行日前に旧地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者等のうち、条例で定める年齢(2において「特定年齢」という。)に達する日以後における最初の三月三十一日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧地方公務員法第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年(施行日以後に設置された職その他の条例で定める職にあつては、条例で定める年齢)に達している者等を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則(競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体においては公平委員会規則、人事委員会及び競争試験等を行う公平委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の規則。以下同じ。)で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務

を要する職に採用することができるものとする。

2 特定年齢は、国の職員につき定められている国家公務員法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第四条第一項に規定する年齢を基準として定めるものとする。

（附則第四条関係）

3 地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者は、1 によるほか、当該地方公共団体の組合における施行日前に旧地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者等のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧地方公務員法第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年（施行日以後に設置された職その他の条例で定める職にあつては、条例で定める年齢）に達している者等を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができるものとする。

（附則第五条関係）

4 任命権者は、第一の一の4にかかわらず、当該任命権者の属する地方公共団体における施行日前に

旧地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者等のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧地方公務員法定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧地方公務員法第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年（施行日以後に設置された職その他の条例で定める職にあつては、条例で定める年齢）をいう。以下同じ。）に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができるものとすること。

（附則第六条関係）

5 地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者は、4によるほか、第一の一の9において準用する第一の一の4にかかわらず、当該地方公共団体の組合における施行日前に旧地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者等のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧地方公務員法定年相当年齢に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選

考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができるものとする。

(附則第七条関係)

四 検討

政府は、国家公務員に係る管理監督職務上限年齢による降任等又は定年前再任用短時間勤務職員に関連する制度についての検討の状況に鑑み、必要があると認めるときは、地方公務員に係るこれらの制度について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第十一条関係)

五 その他、この法律の施行に伴い必要となる経過措置等について定め、関係法律の規定について整備するものとする。

(附則第三条、附則第八条から第十条まで及び附則第十二条から第十九条まで関係)